

特定外国子会社等に係る課税対象留保金額の計算に関する明細書

事業年度	・ ・	法人名		
実体基準	本店又は主たる事務所の所在する国又は地域における固定施設の有無及びその内容		10	
管理支配基準	本店又は主たる事務所の所在する国又は地域における事業の管理、支配及び運営の状況		11	
適用除外の判定基準	対象取引の種類		12	
	対象取引に係る収入金額又は支出金額		13	
	(13)のうち非関連者取引に係る収入金額又は支出金額		14	
	非関連者取引割合 (14) (13)		15 %	
	所在地国基準	本店又は主たる事務所の所在する国又は地域における事業活動の状況	16	
	措法第66条の6第3項の適用の有無		17 有 ・ 無	
課税対象留保金額の計算	(34)で控除されなかった配当等の額のうち直接に受けた配当等の額等		37	
	みなし配当等の額のうち持分対応額		38	
	課税済間接配当等の額 (別表十六の三(三)「14」)		39	
	課税対象留保金額 (36)-(37)-(38)-(39)		40 (円)	
課税対象留保金額の計算	事業年度	控除未済欠損金	当期控除額	翌期繰越額 (41)-(42)
		41	42	43
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
欠損金額の内訳	計			
	当期分			
	合計			

名称	1				
本主務在店たる又は事務所	国名又は地域名	2			
	所在地	3			
主たる事業	4				
所得に対する租税の負担割合 (別表十六の三附表23又は24)	5	%			
事業年度	6	平 平			
株 式 等 の 保 有 割 合	氏名又は名称	直接間接の区分	発行済株式等の保有割合	議決権株式又は請求株式の保有割合	
		7	8	9	
	同族株主グループ	本 人	直接・間接	% (%) %	
			直接・間接	()	
		直接・間接	()		
		直接・間接	()		
		計	()		
	その他の内国法人及び居住者	直接・間接	()		
		直接・間接	()		
		直接・間接	()		
計	()				
合計	()				
所得計算上の適用法令	18	本邦法令・外国法令			
当期の利益若しくは欠損の額又は所得金額	19				
加	損金の額に算入した法人所得税額	20			
		21			
		22			
	小 計	23			
減	益金の額に算入した法人所得税の還付額	24			
		25			
		26			
	小 計	27			
所得金額又は欠損金額 (19)+(24)-(28)	28				
繰越欠損金の当期控除額 (42)の計	29				
未処分所得の金額 (29)-(30)	30				
当期中に納付をすることとなる法人所得税額	31				
当期中に還付を受けることとなる法人所得税の額	32				
当期に係る配当等の額	33				
適用対象留保金額 (31)-(32)+(33)-(34)	34				
持分対応額	35				
	36				

御注意 この明細書の各欄中金額を記載するものにあつては、その金額に係る通貨の単位を表示してください。

別表十六の三(一) 平十二・四・一以後終了事業年度分

別表十六の三(一)の記載の仕方

- この明細書は、特定外国子会社等の株式等を有する法人が措置法第66条の6第1項若しくは第3項（特定外国子会社等に係る課税対象留保金額の益金算入）又は平成10年改正前の措置法（以下「旧措置法」といいます。）第66条の6第1項若しくは第3項（特定外国子会社等に係る課税対象留保金額の益金算入）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 各欄中金額を記載するものにあつては、「課税対象留保金額40」のかっこ書を除き、特定外国子会社等の会計帳簿の作成に当たり使用している外国通貨表示の金額により記載します。この場合、当該通貨の単位を表示してください。
- 「発行済株式等の保有割合8」は、措置法66条の6第1項に規定する特定外国子会社等（以下「特定外国子会社等」といいます。）の株主等である内国法人及び居住者が直接及び間接に有する当該特定外国子会社等の株式等に係る保有割合又は旧措置法第66条の6第1項に規定する特定外国子会社等（以下「旧特定外国子会社等」といいます。）の株主等である内国法人及び居住者が直接及び間接に有する当該旧特定外国子会社等の株式等に係る保有割合を記載します。この場合において、その保有割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。
- 「議決権株式又は請求権株式の保有割合9」の各欄は、特定外国子会社等が議決権のない株式を発行している株式会社である場合における措置法第66条の6第2項第1号イ（議決権のある株式に係る保有割合）に規定する割合又は旧特定外国子会社等が議決権のない株式を発行している株式会社である場合における旧措置法第66条の6第2項第1号ロ（議決権のある株式に係る保有割合）に規定する割合を記載します（特定外国子会社等が措置法第66条の6第1項に規定する請求権のない株式を発行している株式会社である場合には、同条第2項第1号ロ（請求権のある株式に係る保有割合）に規定する割合を当該各欄のかっこの中に記載します）。この場合において、その割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。
- 「適用除外の判定」の「10」から「16」までの各欄は、特定外国子会社等が措置法第66条の6第3項又は旧措置法第66条の6第3項の規定の適用があるかどうかの判定を行うために記載し、その判定の結果を「17」欄に表示します。
- 「当期の利益若しくは欠損の額又は所得金額19」には、特定外国子会社等に係る措置法令第39条の15第1項第1号（本邦法令による所得の金額の計算）若しくは同条第2項本文（外国法令による所得の金額の計算）の規定により計算した所得の金額若しくは欠損の金額又は旧特定外国子会社等に係る平成10年改正前の措置法令（以下「旧措置法令」といいます。）第39条の15第1項第1号（本邦法令による所得の金額の計算）若しくは同条第2項本文（外国法令による所得の金額の計算）の規定により計算した所得の金額若しくは欠損の金額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。
- 「繰越欠損金の当期控除額30」は、「29」の金額を限度として記載します。

なお、その金額は「当期控除額42」の「計」欄の金額と一致します。
- 「当期中に納付をすることとなる法人所得税額32」及び「当期中に還付を受けることとなる法人所得税の額33」には、特定外国子会社等に係る措置法令第39条の16第1項第1号（内国法人に係る特定外国子会社等の課税対象留保金額の計算等）に掲げる法人所得税の額又は旧特定外国子会社等に係る旧措置法令第39条の16第1項第1号（内国法人に係る特定外国子会社等の課税対象留保金額の計算等）に掲げる法人所得税の額を、当期中に納付をすることとなる法人所得税額と当期中に還付を受けることとなる法人所得税額とに区分してそれぞれ記載します。
- 「当期に係る配当等の額34」は、特定外国子会社等がその配当等の額の全部又は一部を措置法令第39条の16第1項第2号（適用対象留保金額の計算）に規定する外国関係会社又は他の特定外国子会社等に支払った場合又は旧特定外国子会社等がその配当等の額の全部若しくは一部を旧措置法令第39条の16第1項第2号（適用対象留保金額の計算）に規定する外国関係会社若しくは他の特定外国子会社等に支払った場合には、記載しないでください。
- 「持分対応額36」には、「(35)×本人(8)」の額を記載します（特定外国子会社等が請求権のない株式を発行している株式会社である場合には、「(35)×本人(9)かっこ」の額を記載します）。
- 「(34)で控除されなかった配当等の額のうち直接に受けた配当等の額等37」には、措置法令第39条の16第2項第1号（課税対象留保金額の計算）に定める金額又は旧措置法令第39条の16第2項第1号（課税対象留保金額の計算）に定める金額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。
- 「みなし配当等の額のうち持分対応額38」には、措置法令第39条の16第2項第2号若しくは第3号（課税対象留保金額の計算）に定める金額又は旧措置法令第39条の16第2項第2号若しくは第3号（課税対象留保金額の計算）に定める金額と「(36)―(37)」の額のうち少ない金額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。
- 「課税対象留保金額40」のかっこ内には、その本書の金額の円換算額を記載します。この場合の円換算に適用する為替相場は、特定外国子会社等の当該事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日の為替相場（外国為替公認銀行の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の仲値）によります。